

長浜市告示第 号

長浜市農業者収入保険加入促進支援事業補助金交付要綱（令和2年長浜市告示第307号）は、廃止する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による廃止前の長浜市農業者収入保険加入促進支援事業補助金交付要綱（以下「廃止要綱」という。）の規定により補助金の交付を受けている者については、廃止要綱第9条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。